

◎新潟県告示第373号

新潟県売春防止対策本部設置要綱（昭和32年12月新潟県告示第1731号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第9 本部の庶務は、 <u>福祉保健部子ども家庭課</u> において処理する。	(庶務) 第9 本部の庶務は、 <u>福祉保健部児童家庭課</u> において処理する。